

## 第16回沖縄県教育委員会会議（定例会）

1 日時 平成25年12月18日 15時00分～16時18分

2 場所 教育庁第1会議室

3 出席者

委員	新垣 委員（委員長） 宮城 委員 富川 委員 泉川 委員 石嶺 委員 諸見里 委員（教育長）	（欠席委員） なし
	統括監等	教育管理統括監
	課長及び 班長等	総務課長、教育支援課長、施設課、学校人事課長、 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
職務のため 出席した者	（事務局） 総務課総務班班長、同班主任（4名）、同班主事（2名） 県立学校教育課副参事兼高校教育改革班班長、同班指導主事（2名）、同課特別支援教育班主任指導主事、同班指導主事 義務教育課義務教育指導班指導主事 生涯学習振興課生涯学習班班長	
4 傍聴した者  <p style="text-align: center;">記者 24人 / その他 16人</p>		

平成25年第16回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:00）

委員長	<p>今回が、今年最後の定例会となりますが、私は本年末をもって教育委員としての四年の任期を終えるため、今回が最後の定例会となります。</p> <p>そのため、開会に先立ち、ひとことご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>振り返ってみますと、最初の頃は、県立図書館八重山分館、早朝講座、八重山教科書問題と、いくつもの難題がありましたが、委員の方や事務局の方、多くの方と一緒に問題を解決し、そして色々なことを学ばせていただき、とても感謝しております。おかげをもちまして、私は教育委員としての職務を皆出席で終えることが出来ました。心残りであることは、もう少し視察を行えば良かったという点です。今後は地域で、私なりに社会に還元出来るように頑張っていきたいと思います。本当に4年間どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまから平成25年第16回県教育委員会会議・定例会を開催します。</p> <p>まずはじめに、会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>次に、第15回会議録の承認を行います。富川委員をお願いします。</p>
富川委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>今回の会議録署名人は、泉川委員をお願いします。</p>
泉川委員	はい。
委員長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、総務課から報告をお願いします。</p>
総務課長	<p>（報告事項1の説明）</p> <p>・「平成25年第7回沖縄県議会（11月定例会）における質問・答弁概要報告」について</p>
委員長	<p>御質疑ございますか。</p> <p>（なし）</p> <p>では、次に報告事項2について、義務教育課より報告をお願いします。</p>
義務教育課長	<p>（報告事項2の説明）</p> <p>・「平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果」について</p>

委員長	御質疑ございますか。
富川委員	<p>資料6 ページ「(2) いじめについて②いじめの態様」に、小学校の認知件数が前年度比2,702件増加とありますが、これは差し引くと前年度72件であったのが、当年度2,774件になったということなのではないでしょうか。</p> <p>もしそうだとすると、いじめの定義もあるかもしれませんが、一年間でこんなにも件数が増加するというのはどういうことなのか。</p> <p>例えば、定義が変わったにしても、水面下のいじめは非常に大きな問題とメディアも取り上げておりますし、この数字についてどう思うかということ。</p> <p>また「(3) いじめ解消の状況」に80.9%とありますが、どのように解消したのかも併せて説明をお願いします。</p>
義務教育課長	<p>まず、いじめの急激な増加についてですが、昨年度に文部科学省の緊急調査が入りまして、かなり詳細な調査が実施されたということが一つ大きな理由でございます。これにつきましては、児童・生徒全員を調査対象とし、保護者全員を対象とした調査もございました。その中でとりわけ増加したのが小学校低学年、特に1・2年生からの報告で、非常に多くなっております。</p> <p>軽く叩かれる、悪口を言われるというような事もいじめということで、かなりの数の報告がございまして、報告件数が増加しております。</p> <p>「いじめの解消」については、加害者、被害者ともにきっちり理解をして、親御さんも含め双方納得した上での解決ということで理解をしております。</p>
富川委員	<p>この数字から言うと、水面下のいじめが非常に多いという印象です。いじめの定義もありますし、統計の方法によっては件数が一年間で約2,700件も増加することがあるように、今でも水面下のいじめがあるということはメディアも捉えているところです。そのような数字に表れない水面下のいじめについては、どのように考えていますか。</p> <p>例えば、小学校は増加件数が多いですが、中学校、高等学校はそれ程件数は増加していません。これは従来の小学校での捕捉率が低く、実態が掴めていなかったということでしょうか。</p>
義務教育課長	<p>従来もアンケート調査は実施しておりましたが、おそらく今回は、学級担任自身がいじめと感じたものについては、いじめと回答していることが挙げられると思います。例えば軽い悪口ですとか、軽く叩くといったようなものについても、被害者にとってはいじめであるという理解がされたのだと思います。</p> <p>今後もアンケートをしっかりとっていくことで、水面下のいじめも表に出てくると思いますので、引き続きアンケート調査を行い、教育相談などをしっかり実施していくことが、防止の手立てとしては大事になってくるのでは</p>

	ないかと考えております。
富川委員	わかりました。
義務教育課長	報告事項の追加説明ですが、6ページにあります「(4)不登校について②不登校となったきっかけと考えられる状況」ですが、小学校全国4位と、中学校全国3位は「友人関係をめぐる問題」となっておりまして、これは沖縄では6位以下になっております。若干、全国と沖縄県とでは質の違う問題があるのだということで理解をしております。
委員長	他にございませんか。 (しばし間があり) では、次に報告事項3について、県立学校教育課より報告をお願いします。
県立学校教育課長	(報告事項3の説明) ・「平成24年度県立高等学校不登校生徒数・中途退学者数等」について
委員長	御質疑ございますか。
宮城委員	7ページの「(2)沖縄県の状況【不登校】【中途退学】」については、学年別の集計がないようですが、調査対象はどのようになっているのでしょうか。
県立学校教育課長	調査対象は平成24年度における不登校者、中途退学者全員を対象としておりまして、学年別で見ますと【中途退学】では一番多い学年が1年生、続いて3年生となっております。国立教育政策研究所の報告によると、30日以上を不登校とし、15日以上30日未満を準不登校、またそれ以下を含めて四段階に分類し、中学からその後の高校中退者数を調査すると、やはり不登校の生徒の方が中退が多いという結果となっております。 二点目に、高校における中途退学のピーク時期が年に3回ございまして、6月、10月、3月が退学者が多くなる月となっております。また、もう一つ特徴がございまして、不登校に至らない準不登校の生徒が高校に進学した際には、中学校に不登校であった生徒より、一年生の段階での中途退学者が多いというデータがあります。ですので、高校の場合には中学校から不登校生徒だけではなく、準不登校生徒についても早期に把握し、適切に指導し、居場所作りをしていくことが必要だと考えております。
石嶺委員	「2事項の説明(1)平成24年度の状況【不登校】」で、不登校のきっかけが「無気力」が約3割、「あそび非行」が約2割となっておりますが、これは全国に置き換えるとどのような傾向なのでしょうか。
県立学校教育課長	全国的にも不登校のきっかけは「無気力」が一番多いのですが、「あそび非行」は全国では3位だったと記憶しておりますが、県内では2位という順位になっております。
委員長	他にございませんか。

	<p>(しばし間があり)</p> <p>では、次に報告事項4について、生涯学習振興課より報告をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>(報告事項4の説明)</p> <p>・「平成25年度御万人すりていCGC運動(うち浦添市・那覇市分)実施結果」について</p>
委員長	御質疑ございますか。
宮城委員	どのように参加を募ったのですか。
生涯学習振興課長	各市町村教育委員会へ、本課課長、班長、及び各社会教育関係団体と供に訪問を行い運動の説明を行います。運動自体は定着して10年目になり、実行委員会もございます。実行委員会は6月に開催されまして、その際には学校関係者やマスコミ関係者など、53団体が一堂に会します。その後は、各地域に戻り、それぞれ活動していただいております。
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号から説明をお願いします。</p>
県立学校教育課長	<p>(議案第1号の説明)</p> <p>・「平成26年度沖縄県立特別支援学校の高等部の入学定員」について</p>
委員長	御質疑ございますか。
泉川委員	重複障害学級と、一般学級の増減人数が同一になっているのですが、これは重複障害学級のニーズ、いわゆる必要な定員数が今年度と次年度で変わったということでしょうか。つまり対象の方は同じけれども、学級の形態を変えているのか、実態に即した形での増減になっているのか、そのあたりについて教えていただきたい。
県立学校教育課長	これは5月と、11月に高等部の入学希望調査や志願前相談等を行いまして、生徒の実態を把握し、内容を勘案した上で定数、学級数を定めております。しかし、14ページ下記部にありますように、平成25年度の定員をこのように策定しておりましたが、やはり実際に入学された実数と比較しますと、定員は緩めに設定しております。
泉川委員	ということは、実態に即した、あるいはニーズに合わせた形で学級の形態を変えたということでしょうか。
県立学校教育課長	はい、そういうことでございます。
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>

各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>次に審議事項2番目の「是正の要求の指示に関する対応について」ですが、本件は委員提案による協議案件となっております。</p> <p>事務局職員は資料の配付をお願いします。</p> <p>(資料配付)</p> <p>この問題については、先月の定例会で審議経過の報告を行ったところですが、その対応に関して、11月28日に教育長が、文部科学大臣政務官と面談を行い、その場で指導を受けたとのことですので、その内容を踏まえて対応を協議したいと思います。</p> <p>それでは、諸見里教育長から面談の概要を説明願います。</p>
教育長	(議案第2号の資料に基づき概要説明)
委員長	説明は以上とのことですので、各委員からご意見をいただき協議に入りたいと思います。
富川委員	<p>前回提出した経過報告の中で、色々な疑問点があるということも述べております。やはり、そういう疑問点を文部科学省に質問しながら、今後議論を進めた方が良いのではないかと思います。</p> <p>これまで、教育委員会では真摯な議論を続けてきましたが、やはり事の性質上、法律論や、行政手続論が多く、教育論の本質論が欠落しているのではないかと個人的には思います。では教育論の本質論とは何かということ为例えて申し上げますと、今もあるか分からないのですが、中学校の教科書に上田篤さんという建築家が著した「五重塔はなぜ倒れないか」というものがあります。</p> <p>その中に、朝鮮半島、アジアを含め、五重塔がある中で、なぜ日本の五重塔が耐震構造があり倒れないかということの説明する時に、「心柱」あるいは「芯柱」があるからと書いてあります。これはお椀を五つ重ねただけだと倒れるのですが、真ん中に箸を通すとお椀は崩れないというものです。</p> <p>では「芯柱」とは何かというと、これは教育にも代用出来るということで、私も大学にいる時に使ったのですが、今教育に求められているのは断片的な知識ではなくて、歴史的に議論された、昇華された価値体系である「芯柱」が大事である、芯柱とは換言すれば「物事を的確に判断できる晴眼」あるいは「生きる力」。これは事象、現象を的確に判断し適応する能力であるということです。最近東大をはじめ大学教育全般で、単なる知識ではなく、こういう教育が強調されているわけです。</p> <p>そしてもう一点、議論する際に参考にしていただきたいということで、私が個人的に提言したことは、新進気鋭の歴史学者に與那覇潤という方がいらっしゃいまして、最近出版した本に「史論の復権」というものがあります。</p>

その中に、今の状況に非常に合った「自分の国は一度も誤らなかったとだけ強調するナショナリズムがある。何かのきっかけで、それらが私たちの現在を見る目を席卷しかねない今日、史論という場を立ち上げ、鍛え直す必要がある」という言葉がありました。つまり、前回私達が文部科学省に対して質問したこと、例えば、教科書改革実行プランには市町村毎に決めさせていこうという計画があるにも関わらず、是正要求が出ている。

それから、これも重複しますが、両方の教科書ともに文部科学省の検定をパスしているにも関わらず、帰結として無償措置法で一方の教科書を否定してしまうことは、これは教材の、教育の素材としての意味がどう説明出来るのかということも質問したい。

そして、これは他の委員からも出たのですが、現在の竹富町が著しく適正を欠き、著しく公益を害している場合には是正要求を出すべきとされているのに、本当にそのような状況なのかということがあります。

それから、地教行法と無償措置法の曖昧なところ、逆に言うとその曖昧なところがあるので文部科学省は法律を改正しようとしている。改正するのであれば、議論の余地は少なくなるのですが、何故そのような改正の時期に文部科学省は是正要求を出してきているのか。また、是正要求の法律を制定する時に、衆議院、参議院でこれは非常に特異な状況なので、これは慎重に、限定的・抑制的にこれを発動することという文言がきちんと盛り込まれています、そこにも反するのではないか。

それから、是正要求については、今地域分権で、地域のことは地域で決めていこうという大きな流れがある中で、なぜそういう是正要求が出るのかという、たくさんの疑問点がある中で、その疑問点に触れずに、ただ手続論で議論することは先ほど申し上げた「芯柱」に触れないことになるのではないかと、教育というのは当然そういう法律論、行政手続論を超えて本質論で議論すべきだと考えていますので、そういった疑問があるのであれば文部科学省へ質問を提示して、理解を求めていき収斂させていくしかないのではないかと思います。そういうことで委員会では色々な方面から議論しているわけですから、今の状況で一方的に押しつけるというのは正直に言っていかなものかという雰囲気もありますし、委員会は合議制ですので様々な意見を集約するしかないわけです。今のところ、先ほど申し上げたように文部科学省に質問を送り、なぜ法律も改正して今年度の国会に提出しようとしているのに、敢えて是正要求を出すのか等、たくさんの疑問に答えて頂きたい。そういうことを論じた後に法治国家であるとか、法律を守らないといった議論が出てくるわけです。

やはり価値観の形成ですから、時空を超えて、歴史を超えて譲れないものは譲れないという議論があって然るべきであると思います。無償措置法とい

	<p>うのは文字通り無償で教科書を補償する配慮であって、もし有償の時代であれば今回の件はどうなるのか等、質問はたくさん出てきます。</p> <p>そのような疑問点については、文部科学省と意思疎通をして、議論しながら意見をまとめる必要があります。今の状況では、まだ議論をさせていただきたいというところです。</p>
泉川委員	<p>私は迷っているという言い方で良いかと思いますがけれども、これまで8回、9回と勉強会を重ねる中でも、法律については比較的たくさんの時間をかけて勉強してきて、いわゆる判断を迫られているところでもあります。</p> <p>子ども達の状況を見るにつけても、今現在、現場が非常に混乱している状況でもなく、教科書も手元に届いている現状にあります。ただ教科書無償措置法により支給するにあたっての手続きに不備があったことで、違法状況になっていると理解するわけですが、そのような中で現場の子ども達には検定に通っている一つの教科書が行き渡っているという状況があり、三市町の中では教科書は統一されていないという状況でありながら、教科書自体はあるという現状があります。そこに法的な対応という形で、是正要求をするとなった時に、どのような事態が発生するのかという所まで判断するには、資料がまだ足りないのかなという印象です。</p> <p>現状に著しい混乱があるですか、看過出来ない状況にあるということ、子ども達の静謐な学習環境が損なわれているということであるとすれば、何をさておいてもその解決に向かわなければならないのですが、今これから行おうとしている是正の要求については、その後どのような事が起こるのかということも十分踏まえた上で対応しなければならないという立場で、まだまだ少し時間をいただきたいという状況です。色々な状況の変化も踏まえて、やはりしっかりした判断をしなければならないということも考えますと、もう少し私どもの意見を待っていただきたいというところです。</p>
石嶺委員	<p>教育長と、上野政務官とのレポートを読んでおられますと、教育長の話と政務官の話にかみ合った議論がないということで、私達は何回にもわたって議論してきたことが、文部科学省ではどのようにお考えなのかわからなく、富川委員が先ほどおっしゃったように文部科学省に対して、この部分についての私達の疑問を投げかけるということについては私も賛成です。</p> <p>しかし、各委員がおっしゃるように、私達のスタンスは、やはり竹富町の子ども達の教育環境が安定している状況にあるという判断をしているわけですから、なぜ今是正の要求という形で波紋を投げるのかということについては、率直に疑問を持っております。そこも含めてやはり文部科学省に疑問、または質問を投げかけるというのは、この時点では非常に良いのではないかと考えております。以上です。</p>
教育長	<p>これまで今日も含めて、10回以上議論を重ねて参りました。こうした議論</p>

	<p>の中で各委員一人一人の意見が、合議体の教育委員会の総意として、やはりいくつかの点、法律的な観点において文部科学省の主張とがかみ合っていないということが確認出来ました。こうした観点を整理して、文部科学省へその真意を確認する為、キャッチボールを行い、意思疎通を図る必要があるのではないかと思います。</p>
宮城委員	<p>各委員お一人お一人の意見に同感ですが、教育長と政務官とのやり取りの文面を見ておきますと、政務官に対して地方の主体性についてどのようにお考えなのかということをお聞きしたい。そういうことについては全く触れられておりませんし、無償措置法についてのみ言及しており、教育的配慮、教育的なコメントが見られないのが残念です。やはりこちらで疑問に思う点について、文部科学省に対して照会した方が良いと思います。</p>
委員長	<p>今回の政務官の指導内容等について、各委員からご意見をいただきましたが、前回の我々の経過報告と照らしても、文部科学省に対して確認を取りたい事項がいくつかありますので、我々の疑問を文部科学省に対して照会することとし、文案については、次回会議で決定するという事としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>このとおり決定します。 議事は以上ですが、その他、ご意見・提案等がある委員はいらっしゃいますでしょうか。</p>
富川委員	<p>質問事項については、前回の経過報告でも多くの意見が出ておりますので、その質問案を作成し、各委員に目を通してもらった上で送付して頂きたいと思います。</p>
委員長	<p>では、事務局はそのように対応をお願いします。 これで、本日の日程はすべて終了しましたので、閉会します。</p>